

◆休日・夜間に市税の納付相談窓口を開設します

市役所開庁時間に市税の納付相談や納税ができない方に、下記のとおり休日・夜間窓口を開設します。

	日時	会場
休日窓口	3月21日(日) 10:00~15:00	市役所本館1階 税務課⑦窓口
夜間窓口	3月18日(木) 18:00~20:00	

◆市税の滞納処分を強化しています

市税の滞納は、期限内に納税している多くの市民との公平性を欠き、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたします。

納期限を過ぎ、督促状を送付後も未納または納付相談のない方に対しては、調査を行い、滞納処分(給与、預金、生命保険、不動産などの差押)による市税の徴収を強化しています。

また、長期・高額滞納事案などは「大阪府域地方税徴収機構」へ引き継ぎ、滞納整理を行っています。

滞納処分による換価実績(令和2年4月~令和2年12月)

財産の種類	換価による税収額	
給与、預金、保険など	本税	18,125,789円
	督促手数料	38,400円
	延滞金	1,776,506円
	合計	19,940,695円

◆市税の催告書を送付します

市税が滞納になっている方に対し、3月中旬に催告書を送付します。納付がまだお済みでない方は、催告書が届きましたら同封する納付書ですみやかに納付をお願いします。また、事情により一括納付できない場合は、税務課納税担当まで納税相談をしてください。

◆市税催告コールセンター業務

市税(市・府民税(普通徴収・特別徴収)、固定資産税、軽自動車税、法人市民税)の納期限から一定期間を過ぎても市において納付確認ができない方に対して、専門オペレーターが市税の未納をお知らせするとともに、納付のご案内を行います。

業務時間：平日(月)~(金) 9:00~17:30

第2・3(火・木) 9:00~20:00

第3(日) 9:00~17:30

※3月追加実施日:第1(木)夜間コールセンターを実施します。

※土曜日、上記以外の日曜日、祝日、年末年始の市役所開庁日は業務を行いません。

・振り込め詐欺など不審電話にご注意!!

「市税催告コールセンター」から、還付金の案内や納付のためにATM(現金自動預け払い機)の操作を求めることは一切ありません。

【問合せ】税務課 納税担当(内線1440・1450)

◆令和3年度 固定資産課税台帳の縦覧・閲覧について

縦覧…固定資産税納税者が、市内の土地・家屋の評価額を縦覧帳簿にて確認できる制度です。土地の納税者は土地価格等縦覧帳簿を、家屋の納税者は家屋価格等縦覧帳簿をご覧頂けます。

土地	所在地番・地目・地積・評価額
家屋	所在地番・家屋番号・種類・構造 床面積・評価額・建築年

○縦覧できる方

- ・固定資産税の納税義務者本人もしくは納税管理人
- ・代理人で納税義務者本人と同居の親族(住民票で同一世帯)の方
- ・上記以外の代理人で委任状を有する方

○期間・時間

令和3年4月1日~5月31日(土・日・祝日を除く)
9:00~17:30

閲覧…土地・家屋の納税義務者、または借地人・借家人が賃借権等の目的である物件に限り固定資産課税台帳を閲覧できる制度です。

左記「縦覧」できる記載内容のほか、課税標準額・税額

○閲覧できる方

- ・左記の「縦覧できる方」の要件を満たす方
- ・借地、借家人で当該借地・借家部分の賃貸借関係を確認できる書類を有する方
- ・固定資産の処分をする権利を有する方

○期間・時間

令和3年4月1日~令和4年3月31日
(土・日・祝日・年末年始を除く)
9:00~17:30

※縦覧、閲覧申請には本人であることを確認できる書類(運転免許証・納税通知書など)をご持参ください。なお、法人名義の所有の場合は、委任状が必要です。

【問合せ】税務課 固定資産税担当(内線1540・1550)

◎新型コロナウイルス感染症等の対策について

申告会場では、新型コロナウイルス感染症等による感染拡大防止の観点から感染症対策（検温の実施、消毒液・パーテーションの設置等）を実施します。申告会場へお越しの際は、感染症対策（手洗い、マスク着用等）にご協力ください。

◆市・府民税の申告 令和3年度の申告受付を行っております。

※申告会場でのコロナ禍による「3密」を回避するため、ご自身で作成していただき郵送による申告にご協力くださいようお願いいたします。

〔受付期間〕 3月15日(月)まで ※土・日を除く

〔郵送の場合〕 〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市役所 税務課市民税担当宛

〔申告会場の場合〕 市役所本庁1階ロビー 9:30～12:00、13:00～16:30

※3月15日以降や受付終了時間以降は市役所本庁1階11番市民税窓口にて9:00～17:30まで受付しています。

①申告に関して必要な書類等を必ずご持参ください。

(例) 給与の源泉徴収票、年金の源泉徴収票、生命保険等の控除証明書等

②医療費の申告をされる方は合計額計算及び明細書のご準備をお願いします。

※市・府民税に関連した各種証明書発行や、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証などの交付、介護保険料・保育園及び幼稚園の保育料の算定などに申告が必要です。

また、申告書が届いた方で前年中に無職、無収入の方も申告にご協力ください。

※上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等の課税方式選択や、税制改正などの詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

※ご自分で作成された確定申告書は、市・府民税の申告期間中、市役所本庁1階ロビーの受付会場でお預かりし、富田林税務署へお届けします。

申告書は下記の方法でも取得できます。

- ・羽曳野市ウェブサイトより申告書をプリントアウト
- ・郵送（税務課市民税担当へお問合せください。）
- ・税務課窓口または申告会場へ来庁

《申告が必要な方》

本市在住（令和3年1月1日現在）で、前年中に所得があり、確定申告書の提出義務がない方や勤務先から給与支払報告書が提出されていない方は、市・府民税申告が必要です。

〔例〕・2カ所以上から給与の支払いを受けていた方

- ・公的年金受給者で年金以外に収入がある方
- ・公的年金受給者で各種控除を受けようとする方

※ワンストップ特例制度を適用されている場合であっても、医療費等があり申告を行う場合は、ふるさと納税寄附分（ワンストップを含む）も併せて申告する必要があります。

《市ウェブサイトより市・府民税申告書が作成できます》

作成された申告書に必要な事項を補記していただき、必要書類と併せ郵送または持参いただくと、市・府民税申告を行うことができます。申告を行われる方はぜひご利用ください。

※詳細は「羽曳野市 税額シミュレーション」と検索してご覧ください。

【問合せ】税務課 市民税担当（内線 1580・1520・1530）

◆バイクや軽自動車などの異動申告

軽自動車税は、4月1日現在登録されている所有者（使用者）に課税されます。バイクや軽自動車などを廃車や名義変更したり、所有者が転出したりするときは、表の区分により手続きしてください。（4月2日以降に廃車や譲渡された場合は令和3年度の軽自動車税がかかりますのでご注意ください。）

また、盗難にあった場合は、ただちに警察署へ盗難届を出すとともに、市役所税務課にも届け出てください。

なお、3月下旬は窓口が大変混雑することが予想されますので、廃車などの手続きは比較的空いている3月中旬までにお済ませください。

※一部の三輪・四輪の軽自動車は、令和3年度から税率が変わる場合があります（重課など）。詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

申告区分	受付場所	必要な書類など
原動機付自転車など	市役所税務課 (本館1階8番窓口)	申告済証・ナンバープレート・印鑑（名義変更の場合、新・旧）・届出（来庁）者の本人確認書類（免許証など）・委任状（同一世帯員以外が申請する場合）
軽二輪 小型二輪 など	近畿運輸局 大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所 (和泉市上代町官有地) ☎ 050-5540-2060	検査証または届出済証・ナンバープレート・印鑑・住民票・自賠責保険証明書など（詳しくは左記事務所にてご確認ください）
軽自動車	軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所 (和泉市伏屋町1-13-3) ☎ 050-3816-1842	検査証・ナンバープレート・印鑑・住民票など（詳しくは左記事務所にてご確認ください）

【問合せ】税務課 課税総務担当（内線 1570・1571）